（事業制度の創設等）

農業者を含む農村人口の減少が進む中、農業水利施設の老朽化並びに自然災害の激甚化及び頻発化に対応し、農業水利施設の保全等を図るため、申請によらない国等による基幹的な農業水利施設の更新事業の創設、土地改良区が地域の関係者と連携して行う農業水利施設等の保全に係る制度の創設、農地中間管理機構関連事業[20]の実施主体の拡充、急施の事業への再度災害及び老朽化による事故を防止するための事業の追加等の措置を講ずるよう改正された。

（４）第１次国土強靱化実施中期計画の策定

令和５年（2023年）６月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）が改正され、国土強靱化実施中期計画の策定等が規定された。

これを踏まえ、令和７年（2025年）６月に第１次国土強靱化実施中期計画が策定され、計画期間が令和８年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの５年間、推進が特に必要となる施策の事業規模はおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映することとされた。

推進が特に必要となる施策の目標は、いつどこで発生してもおかしくない大規模自然災害に備え、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度の期間を一つの目安として、国土強靱化のレベルを一段上の水準まで引き上げることを念頭に設定されている。土地改良事業関係の施策については、「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」、「『田んぼダム[21]』等の取組」、「農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策」、「農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策」、「集落排水施設の耐震性能照査・保全対策」等が位置付けられた。

２　農業・農村に関する施策展開の考え方
～食と暮らしを支える水と土の未来のために～

農業者の減少・高齢化、農業生産基盤の脆弱化、災害リスクの増加など農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化する中、食料安全保障上のリスクが近年に例がないほど高まっている。さらに、我が国の農業・農村は、約20年後には基幹的農業従事者が現在の約４分の１まで激減するという、これまで経験したことのない課題に直面していくことになる。このような農業・農村の将来の姿を見据えたとき、意欲ある担い手が離農農地の受皿となり規模拡大を進め、我が国の食料生産を支えていけるよう、これら担い手による生産性の高い営農を可能とする基盤を整えていく必要がある。

このような情勢の変化に対処できるよう、改正基本法に基づく初動５年間において、農業の構造転換を集中的に推し進めていく。

土地改良事業においては、コストの徹底的な低減に向け、1 ha以上の大区画農地の整備等を加速化させるとともに、農業水利施設の機能を持続的に確保していくことにより、担い手が生産性を向上させながら、効率的な営農を展開することが可能となる基盤を確保していく。あわせて、気候変動等により増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化を通じ、継続的な農業生産活動及び農村の安全・安心な暮らしを実現する。

また、生産基盤と生産・販売施設の総合的な整備や、生活インフラの整備のほか、土地改良区、多面的機能支払制度の活動組織等の体制強化を通じた活動の活性化等を通じ、地域社会の維持を図る。

これらにより農業生産基盤の整備・保全、農村の振興を図り、食料自給力の確保に貢献していく。この際、「農村協働力」の発揮を通じた効果的・効率的な施策の展開や、「環境と調和のとれた持続可能な農業生産」の実現に向けた取組を併せて推進していく。こうした取組を通じて、国民の食と暮らしを支える「水と土」を未来に継承し、将来にわたって、食料安全保障の確保、更には農業の有する多面的機能の発揮の実現を目指す。

３　本計画における政策課題

前述の農業・農村に関する施策展開の考え方を踏まえ、我が国の農業・農村が抱える深刻かつ複雑な課題に正面から向き合い、食料安全保障の確保及び多面的機能の発揮の実現に向け、本計画では、以下の四つの政策課題を掲げ、その実現に向けて全力で取り組む。

（１）生産性向上等に向けた生産基盤の強化

生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業経営の規模の拡大による農業構造の改善等を実現するためには、良好な営農条件を備えた農地を確保する必要がある。

このため、生産コストの低減に向け、平坦地においては1 ha以上の区画を基

---

[20] 農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とする、農業者の費用負担によらない土地改良事業。

[21] 小さな穴の開いた調整板等の簡単な器具を水田の排水口に取り付けて流出量を抑えることで、水田の雨水貯留機能の強化を図り、周辺の農地・集落や下流域の浸水被害リスクの低減を図る取組。